

一 般 競 争 入 札 公 告

科学技術・学術政策研究所において、下記のとおり一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 端末アップデート管理用サーバ1式の賃借
- (2) 賃借期間 平成30年5月1日から平成34年3月31日
- (3) 納入場所 入札説明書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成30年度に「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 入札関係書類の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出した者であること。但し、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は、この限りではない。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 入札関係書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所
郵便番号 100-0013
所在地 東京都千代田区霞が関3-2-2中央合同庁舎第7号館東館16階
機 関 名 科学技術・学術政策研究所総務課経理係
電話番号 03-3581-2391
- (2) 入札説明会の日時及び場所
平成30年2月6日（火）14時00分
科学技術・学術政策研究所小会議室（中央合同庁舎第7号館東館16V）
- (3) 入札関係書類の受領期限
平成30年2月21日（水）15時00分
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
平成30年3月2日（金）16時00分
科学技術・学術政策研究所会議室（中央合同庁舎第7号館東館16B）

4 入札保証金

免除する。

5 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しない者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- (2) 2（2）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

6 その他

本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。

以上公告する。

平成30年1月29日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長
坪井 裕

入札説明書

科学技術・学術政策研究所において行う「端末アップデート管理用サーバ1式の賃借」に係るこの入札説明書は、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等の会計法令、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、科学技術・学術政策研究所が発注する調達（物品等の購入、製造若しくは借入又は特定役務）契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

契約書（案）のとおり

2 競争加入者に必要な資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領（22文科会第941号会計課長通知）により取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成30年度に「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (7) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (8) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有するものであること。
- (10) 入札関係書類の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出した者であること。但し、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は、この限りではない。

3 入札及び開札

- (1) 入札説明会を次のとおり開催する。
平成30年2月6日（火）14時00分 科学技術・学術政策研究所小会議室
（中央合同庁舎第7号館東館16階）
- (2) 競争加入者又はその代理人は、入札公告、本説明書、契約書（案）、及び文部科学省契約規則を熟知のうえ入札しなければならない。
- (3) 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、科学技術・学術政策研究所総務課経理係に説明を求めることができる。
ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争加入者又はその代理人は次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ① 競争入札に付される調達件名の表示
 - ② 入札金額

- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
- ④ 代理人が入札する場合、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (6) 代理人が入札する場合は、委任状を添付しなければならない。
- (7) 入札書は、封書に入れ密封、封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を表示し、表面には「（調達件名）の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (8) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (9) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は、これを中止することができる。
- (12) 競争加入者又はその代理人の入札金額は、調達案件に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 競争加入者又はその代理人は、支払方法等の契約条件を契約書（案）及び文部科学省契約規則等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札公告により一般競争（指名競争）参加資格申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が入札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。なお、入札日時までに審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知する。
- (15) 競争加入者又はその代理人は、別紙1に掲げる入札関係書類を受領期限までに提出しなければならない。
また、一旦受領した書類は返却せず、差し替え及び再提出は認めない。
- ① 入札関係書類の受領期限 平成30年2月21日（水）15時00分
- ② 提出先 科学技術・学術政策研究所総務課経理係
- ③ 指定する提出書類 別紙1のとおり
- (16) 入札及び開札の日時場所は下記のとおりとする。
平成30年3月2日（金）16時00分 科学技術・学術政策研究所会議室
（中央合同庁舎第7号館東館16B）
- (17) 入札は、競争加入者又はその代理人が、出席して行うものとする。
この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 入札会場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場させることができない。
- (19) 競争加入者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札会場に入場することができない。
- (20) 競争加入者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一）の資格審査結果通知書の写し並びに身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し、又は提出しなければならない。

- (21) 競争加入者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認めた場合ほかは、入札会場を退場することができない。
- (22) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は当該場から退去させる。
 - ① 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - ② 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人等となることができない。
- (24) 開札をした場合において、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をする。
- (25) 2(10)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

4 入札保証金

免除する。

5 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加するものに必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札者に求められる義務を履行しない者の提出した入札書
- (3) 調達件名及び入札金額のない入札書
- (4) 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）並びに、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 調達件名に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 公告に示した役務供給を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札書を提出した入札者のうち、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予決令第84条で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。
（本件入札は、平成30年度予算が成立した場合に効力を生ずるものであるため、それまでは、落札の予定者とする。）
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から(1)の規定により難しい契約については、(1)の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（(1)の

場合にあつては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

- ① 契約担当官等は、国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が国にとって最も有利な申込みをした者を落札者とするすることができる。
 - ② 契約担当官等は、その性質又は目的から(1)の規定により難い契約で前号に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするすることができる。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

免除する。

8 契約書の作成

- (1) 平成30年度予算が平成30年4月2日までに成立したときは、平成30年4月2日(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合は、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、支出負担行為担当官が当該契約書の案を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において支出負担行為担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に交付又は送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書を記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 本契約の相手方が信用保証協会、中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法第2条第2項に規定する信託会社に対して、請負代金債権を譲渡する予定がある場合には、その者からの申し出により契約書に以下の特約条項を追加することができる。

第〇条 請負者は、次の各号に掲げる者(以下「譲受人」という。)に対して、請負代金債権を譲渡することができる。

- 一 信用保証協会
 - 二 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関
 - 三 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社
 - 四 信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社
- 2 請負者は、譲受人との請負代金債権の譲渡に関する契約には、譲受人が当該請負代金債権を他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他請負代金債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない旨の条件を付さなければならない。
- 3 発注者は、請負者又は譲受人から第1項の規定に基づく請負代金債権の譲渡に係る民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する承諾の依頼を受けたときは、請負代金債権の譲渡を承諾するまでに、請負者に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できることを条件として承諾するものとする。
- 4 請負者が譲受人に請負代金債権の譲渡を行った場合においては、発注者の行う当該請負代金債務に係る弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、当該請負代金に係る支出の決定を同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して通知したときに生ずるものとする。

9 契約条項

契約書（案）及び文部科学省契約規則のとおり

10 入札者に求められる義務

競争加入者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、入札日の前日までに競争加入者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 その他必要な事項

- (1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 提案書に際しては、提案内容が本件調達仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのようにして実現するかを要求要件毎に具体的かつわかりやすく、必要に応じて資料等を添付するなどして説明すること。なお、提案の内容が要求要件を満たしていないと判断した場合は、落札決定の対象から除外する。

入札及び契約に関するお問い合わせ

科学技術・学術政策研究所 総務課経理係

電話 03-3581-2391 FAX 03-3503-3996

仕様に関するお問い合わせ

科学技術・学術政策研究所 総務課情報係

電話 03-6733-6110 FAX 03-3503-3996

別紙 1

入札関係書類

1 競争参加資格の確認の為の書類

- (1) 平成30年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し

※更新等で上記書類が期日までに用意できない場合は、平成28・29・30年度全省庁統一資格の更新審査を請求していることが分かる書類を用意すること

…… 1部

- (2) 支出負担行為担当官が別紙2に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書

…… 1部

2 業務を履行できることを証明する書類（様式任意）

（各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印）

- (1) 業務を履行できる（第三者をして物品の貸し付けを行える）ことの証明書

…… 1部

- (2) 当所の交付する仕様書に基づく提案書及び付属説明資料・カタログ等

…… 1部

- (3) 定価証明書

※オープン価格の製品については、標準価格を設定すること。

…… 1部

- (4) 本件仕様書に基づく参考見積書（内訳記載）

…… 1部

別紙2

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名
署名（又は代表者印）

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

(競争加入者本人が入札する場合)

入 札 書

件 名 端末アップデート管理用サーバ1式の賃借

入札金額 金 円也

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額

[参考：消費税及び地方消費税を含んだ金額 金 円]

文部科学省が定めた製造請負契約基準を熟知し、入札に関する条件を承諾の上、仕様書に従って上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

印

(代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 端末アップデート管理用サーバ1式の賃借

入札金額 金 円也

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額

[参考：消費税及び地方消費税を含んだ金額 金 円]

文部科学省が定めた製造請負契約基準を熟知し、入札に関する条件を承諾の上、仕様書に従って上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

代 理 人

住 所
会 社 名
氏 名

印

(復代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 端末アップデート管理用サーバ1式の賃借

入札金額 金 円也

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額

[参考：消費税及び地方消費税を含んだ金額 金 円]

文部科学省が定めた製造請負契約基準を熟知し、入札に関する条件を承諾の上、仕様書に従って上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

復 代 理 人

住 所
会 社 名
氏 名

印

(代理委任状の参考例1：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

平成 年 月 日

科学技術・学術政策研究所 御中

委任者（競争加入者）

住 所
会 社 名
代表者名

Ⓜ

私は、 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成 年 月 日公告分の科学技術・学術政策研究所において行われる「端末アップ
デート管理用サーバ1式の賃借」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

(代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

平成 年 月 日

科学技術・学術政策研究所 御中

委任者（競争加入者）

住 所

会 社 名

代表者名 ㊞

私は、下記の者を代理人と定め、科学技術・学術政策研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

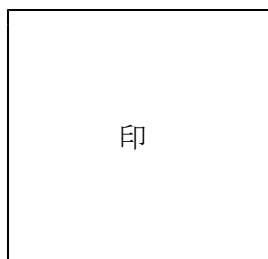
記

受任者（代理人） 住 所
会社名
氏 名

委任事項 1 入札及び見積りに関する件
2 契約締結に関する件
3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4 契約代金の請求及び受領に関する件
5 復代理人の選任に関する件
6

委任期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

(代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

平成 年 月 日

科学技術・学術政策研究所 御中

委任者（競争加入者の代理人）

住 所

会 社 名

氏 名

ⓐ

私は、 を（競争加入者）の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成 年 月 日公告分の科学技術・学術政策研究所において行われる「端末アップデータ管理用サーバ1式の賃借」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



(注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要である。

2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

契 約 書 (案)

件 名 端末アップデート管理用サーバ1式の賃借

賃貸借料 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
内訳(月額金額 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円))

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条の第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、金額に108分の8を乗じて得た額である。

支出負担行為担当官 科学技術・学術政策研究所長 坪井 裕(以下「甲」という。)と株式会社 代表取締役 (以下「乙」という。)との間において、乙が責任をもって株式会社 代表取締役 (以下「丙」という。)をして賃貸させることに関し、上記契約金額で次の条項により、賃貸借契約を締結するものとする。

(賃貸目的)

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、甲の使用に供し、装置が常時正常な状態で使用できるよう保守を行うものとする。

乙は、責任をもって丙をして甲に装置を賃貸させるものとし、もし丙が債務を履行しないときは、乙自ら当該債務を履行するものとする。

(賃貸期間)

第2条 賃貸期間は、平成30年5月1日から平成34年3月31日までとする。

2 甲は、法令及び予算の範囲内で契約金額及び賃貸期間を変更することができるものとする。

3 前項の賃貸期間の変更は、甲が乙及び丙に対し通知する方法で行うものとする。

(設置場所)

第3条 装置の設置場所は、別添仕様書のとおりとする。

(賃貸借料の請求等)

第4条 丙は、完了通知書を1ヶ月毎にその期間経過後、甲に提出するものとする。

第5条 賃貸借料の支払いは、1ヶ月毎にその期間経過後1回に支払うものとする。

2 契約に係る装置等の変更その他の事由により、契約期間に1ヶ月未満の端数が生じたとき、又は丙の責に帰すべき事由により装置を使用できない期間があったときは、次の算式により算出した額とし、算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

月額賃貸借料×当該月賃貸借日数/当該月の暦日数=当該月の賃貸借料

第6条 丙は請求書を官署支出官 科学技術政策研究所総務課長に送付するものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、免除する。

(機器の管理)

第8条 乙は、甲に対し、契約期間中、無償で装置について適切な操作方法を指導する等、甲の業務遂行の円滑が図られるように協力するものとする。

第9条 装置の所有権は丙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 甲は、装置が丙の所有であることを示す表示等をき損するなど装置の原状を変更するような行為をしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲に対し本契約所定の条件に従って、装置に付属する(基本ソフトウェアを含む)ソフトウェアの使用を許諾する。ソフトウェアとは、プログラム及びその関連資料をいう。

2 甲は、前項で使用許諾されたソフトウェアを別添仕様書に記載する装置においての

み使用するものとする。

3 甲は、第1項で使用許諾された使用权を第三者に譲渡し、若しくはその再使用权を設定し、またソフトウェア及びこれらの複製物を第三者に譲渡し、若しくはその他の方法で使用させてはならないものとする。

第11条 甲は、前条で使用許諾を得たソフトウェアをバックアップ以外の目的で複製してはならない。マニュアル等を乙より引渡しを受けた関連資料で、複製を禁止すると表示されているものについても同様とする。

(資産の管理)

第12条 甲は、丙から引渡しを受けた装置及びこれらのものに内包され、また、これらのものに関連して、乙から提供を受けた技術情報等は、乙の所有に属する知的財産であることを認め、その取扱いに当たっては、慎重な注意をもって管理するものとする。

第13条 甲は、乙の事前の書面による承諾なしに第11条に規定するソフトウェアを変更し、又は、その内容若しくはその取扱い方法を変更してはならない。

第14条 乙は、第1条に規定する装置にプログラム上の欠陥があることが明らかになったときは、無償で遅滞なくこれを修理し、又は、欠陥のない装置と交換するものとする。

(保守管理)

第15条 乙は、装置が常に完全な機能を保つよう、自己の負担において保守を行うものとする。

ただし、甲の責に帰すべき事由による修理又は調整の場合はこの限りではない。

第16条 乙は、自己の責により装置の故障が長時間にわたり、保守に日時を要して甲の業務に支障をきたす場合は、甲の求めにより、乙の負担において速やかに装置と同機種、同性能を有する装置を使用できるよう対処するものとする。

第17条 甲乙及び丙のいずれかの事情により契約期間中において、装置の一部変更、撤去等を行う場合は、事前に甲乙及び丙において協議するものとする。

(機密保持)

第18条 乙及び丙は、賃貸期間中において知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。この契約の終了後においても同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保)

第19条 乙及び丙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙又は丙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は丙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙又は丙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙及び丙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙又は丙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙又は丙（乙及び丙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙及び丙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲乙及び丙は、相手方が正当な理由なくして第11条から第23条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、相手方に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙及び丙において協議して定めるものとする。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙又は丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場

合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第22条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙及び丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙及び丙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付（又はこれに代わる担保の提供）が行われているときは、甲は、当該契約保証金（又は担保）をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙及び丙は、自ら又は下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。））、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合はこれを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(機器の返還)

第24条 この契約が終了したときは、甲は丙に装置を速やかに返還しなければならない。この場合において、装置の搬出等に要する費用は、丙の負担とする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴えの管轄は、東京地方裁判所とする。

(その他)

第26条 この契約について必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第27条 この契約について、甲乙及び丙間に紛争を生じたときは、甲乙及び丙において協議の上これを解決するものとする。

第28条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙及び丙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙及び丙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は3通作成し、甲乙及び丙で各1通を所持するものとする。

平成30年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長 坪井 裕

乙 住所
社名
代表者役職・氏名

丙 住所
社名
代表者役職・氏名

(別添)

仕 様 書

1. 件 名

端末アップデート管理用サーバ 1 式の賃借

2. 目 的

科学技術の経済・社会への影響や研究活動の現状把握と分析・評価等について研究するための科学技術関連表、科学技術指標等に関するデータの高度な分析処理を行い、理論構築や分析手法の開発等における共同作業を支援する為の端末アップデート管理用サーバを賃借する。

3. 範囲

本仕様書は、当研究所に設置する端末アップデートサーバの賃借、並びに請負者が行う事項に適用する。

また、賃借期間満了後、機器の撤去作業についても本調達に含めるものとする。

4. 賃借期間

平成 30 年 5 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

5. 賃借場所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-2 中央合同庁舎第 7 号館東館 16 階
文部科学省 科学技術・学術政策研究所

6. 賃借物件

本仕様書の記載事項及び別紙の要件表の記載事項を満たしていること。

参考となる提示

Fujitsu PRIMERGY RX2530 あるいは 1330、NEC Express5800/R120g-2E 等、及びその他相当する処理能力を有する機材、またはオプション等の装着により相当する能力を有する場合等も含む。

7. 組立・調整および搬入・設置方法

機器納入にあたり、以下に示す項目および科学技術政策研究所担当者の指示に従って、組立、調整を行うこと。尚、機器納入前に当研究所担当者と協議の上で作業を実施すること。

- (1) 納入前に OS のインストール、およびハードウェア初期構成を行う。
- (2) 納品前または納品時において、当研究所で動作する Windows7 および Windows10 のシリーズに属する OS による PC 最大 150 台に対する WSUS サーバによるアップデートの管理等が行われる環境を構築する。
- (3) 納入時に、ネットワークサーバ機本体を科学技術政策研究所担当者が指定するラックに取り付け、位置の調整を行う。
- (4) サーバ機、付属機器間等、必要な結線を行う。
- (5) 本件にかかわる全機器を起動し、動作確認を行う。

8. 納入時提出物

機器納入時に、以下に示す物件を、科学技術・学術政策研究所に提出すること。

- (1) 全納入機器の保証書
- (2) 全納入機器の取扱説明書
- (3) 全ての付属品
- (4) 納入した機器の機種名、数量、及び製造番号(もしくは製品番号)の一覧表
- (5) その他、科学技術政策研究所担当者が必要と認めるもの。

9. 検 査

科学技術政策研究所担当者が、数量及び動作を確認するとともに、設定内容を検査する。

検査不合格の場合、ただちに機器を再調整するか、または機器を交換すること。

10. 貸 与 物 件

科学技術政策研究所内において、動作確認、データ移行等の作業の必要があると認められる場合、以下に示す機器等を、作業期間中、当研究所内での使用に限り貸与する。貸与物は、科学技術政策研究所担当者が指定する場所に限って使用することとし、作業終了後直ちに、科学技術政策研究所に返却するものとする。

- (1) 当研究所内で行う作業のうち、当研究所が必要と認める作業を実施する場合に限り、当研究所内での電力使用を認める。
- (2) 当研究所が予め指定した作業場所
- (3) その他、事前の打ち合わせにおいて貸与が必要であると判断されたもの。

11. 守 秘 義 務

供給者は、本件に係る一切の物件、情報を第三者に公開、貸与、もしくは譲渡してはならない。

本条件は、作業終了後においても、同様とする。

12. その他。

- (1) 納品機器本体の見やすい場所に、リース物件であることを示すシールを貼付すること。貼付するシールには、物件お所有者名、所在地、電話番号、及びリース期間を明記すること。
- (2) 梱包資材等の不要物は、納入後速やかに、供給者の責任と負担において搬出し、適正に処分すること。
- (3) 賃借物件の納入時及び返却時に必要となる機器の運搬費用、処分費用は請負者の負担とする。
- (4) 本仕様に疑義が生じた場合、科学技術政策研究所と協議の上、その指示を受けるものとする。
- (5) 問合せ先
科学技術・学術政策研究所情報システム担当

以 上

要件表 (1/1)

No.	項目	性能・条件等	特記事項
1	本体外形等に関する事項		
2	本体の形状	19 inch ラックマウント 1Uまたは2U であること	
3	外形寸法		予定箇所に設置可能で支障なく運用できること。突起物等の寸法は、設置と運用が正常であれば特に定めない。
4	間口	450 mm 以下であること	
5	高さ	使用ユニット数に応じて設備に干渉しないこと	
6	奥行	725 mm 以下であること	
7	本体重量	18kg 以下であること	
8	CPUに関する事項		
9	プロセッサ	Xeon E3/E5またはその他相当する処理能力を有すること	
10			
11	メモリに関する事項		
12	メモリ容量	4GB 以上搭載していること	
13			
14	入力デバイスに関する事項		
15	キーボード	特に定めない	
16	ポインティングデバイス	特に定めない	
17			
18	ソフトウェアに関する事項		
19	OS(Operating System)		
20	種類・バージョン	Windows Server 日本語版 がインストールされていること	
21	対応言語	日本語または英語であること	
22	ライセンス等	最大150台のPCIに対して本サーバの目的を達成できること	
23	インストール AP	OS基本構成に必要なものは搭載済みとし、それ以外は特に定めない	
24	入出力装置に関する事項	(標準装備されていない装置については、納品時迄に拡張装備による搭載も可)	
25	3.5 inch FDD	特に定めない	
26	HDD		
27	記憶容量総量	RAID構成を考慮し、実質容量を充分に実現できる総容量及び機器構成とすること	
28	HDD 1基 当りの容量	RAIDを構成できる容量と組み合わせであること	
29	方式	SAS あるいはSATAであること	
30	回転数	7,200 rpm 以上であること	
31	RAID		
32	方式	ハードウェアRAID であること	
33	レベル	RAID1, 10, 5等のデータ喪失可能性を引き下げる構成であること	
34	実質容量	600 GB以上であること	
35	DVD/CD-RW 装置	DVD-RWドライブ	
36	拡張(外部)インターフェイスに関する事項		
37	パラレルポート	特に定めない	
38	シリアルポート	特に定めない	
39	赤外線ポート	特に定めない	
40	USB ポート	USB 2.0 × 2以上を装備していること	
41	LANインターフェイスに関する事項		
42	装備条件	本体に内蔵装備されていること	
43	方式	Gigabit対応であること	
44	コネクタ	RJ-45(メス)×1以上であること	
45	IEEE 1394 (6 pins)	特に定めない	
46	PS-2 ポート	特に定めない	
47	SCSI インターフェイス	特に定めない	
48	MODEM	特に定めない	
49	FAX MODEM	特に定めない	
50			
51	ドライブベイに関する事項		
52	外部ベイ		
53	3.5 inch ベイ	特に定めない	
54	5.25 inch ベイ	特に定めない	
55	内蔵 HDD ベイ		
56	1 inch ベイ	要求されるハードディスク構成に対応できること	
57			
58	拡張スロットに関する事項		
59	フルレングス、フルハイトPCIe	特に定めない	
60	PCIe X 4 フルレングス	特に定めない	
61	PCI-X 64bit / 100MHz	特に定めない	
62	PCI 2.2 32bit / 33MHz	特に定めない	
63			
64	電源等に関する事項		
65	電源電圧	AC 100 - 240 V ± 10 %	
66	電源周波数	50 / 60 Hz	
67	最大定格出力	特に定めない	
68	冗長電源	特に定めない	
69			
70	サポートに関する事項		
71	保守サービス	賃借期間をカバーする保守及びパーツ保証	
72	HDD返却	不要	
73	対応時間	標準時間内訪問	
74	サービス提供者	サーバ機本体メーカー	対応窓口はサーバ機本体メーカーではない場合も含む